

越前市建設工事における週休２日実施要領

(趣旨)

第１条 この要領は、越前市発注の建設工事において、受注者及び発注者双方の働き方改革を進め、もって建設業の担い手確保を図るため、週休２日を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 受注者 越前市が発注する建設工事を受注したものをいう。
- (２) 発注者 越前市をいう。
- (３) 現場閉所 受注者が、現場事務所での事務作業を含め、１日を通して現場及び現場事務所を閉鎖した状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検作業等、現場管理上必要な作業等を行う場合を除く。
- (４) 対象期間 現場施工着手日から現場施工完了日までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間を除く。
 - ア １２月２９日から翌年の１月３日までの期間
 - イ 工場製作のみで、現場作業を行わない期間
 - ウ 工事全体を一時中止している期間
 - エ 関係機関からの緊急要請に対応する期間
 - オ 天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）による災害対応の期間
 - カ 工事事務等による不稼働期間
 - キ その他、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされると発注者又は監督職員が認めた期間
- (５) 週休２日 毎週土曜日及び日曜日に現場閉所を行うことをいう。ただし、現場の特性等により、発注者又は監督職員がやむを得ないと認める場合は、別の曜日を充てることができる。
- (６) 週休２日工事 対象期間において、週休２日を実施する工事をいう。

(対象工事)

第３条 週休２日工事の対象は、越前市が発注する全ての建設工事とする。ただ

し、次に掲げる工事を除く。

- (1) 予定価格が 200 万円を超えない工事
- (2) 工期や作業工程に制約がある工事
- (3) 災害に伴う緊急工事及び災害復旧工事
- (4) 対象期間が連続した 2 週未満の工事
- (5) 施工範囲が点在する維持補修工事
- (6) その他、発注者が週休 2 日に適さないと判断した工事

(発注方法)

第 4 条 発注者は、週休 2 日工事の発注にあたっては、入札公告、指名通知又は見積依頼及び特記仕様書に週休 2 日工事の対象である旨を明記しなければならない。

- 2 発注者は、週休 2 日工事の発注にあたって、週休 2 日の取得に要する費用は、工事に係る経費として計上しないものとする。ただし、林野に係る工事については、この限りでない。

(週休 2 日の達成基準)

第 5 条 週休 2 日工事の受注者は、工事期間内（準備、後片付けを除く現場における稼働期間）の 5 割以上の週で週休 2 日を実施しなければならない。

- 2 2 日間の現場閉所が未実施となった週が発生した場合であって、当該未実施となった現場閉所日の代替日を、工事期間内で受注者が任意に選定した週に設けたときは、いずれの週も週休 2 日を実施したものとみなす。

- 3 受注者は、前項に規定する代替日を設けようとするときは、あらかじめ監督職員と協議しなければならない。

(実施方法)

第 6 条 受注者は、週休 2 日工事の契約締結後、速やかに発注者又は監督職員と対象期間について協議を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項の協議が整い次第、対象期間及び現場閉所日を明記した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

- 3 受注者は、前月の現場閉所実施状況を記載した月報（別記様式）を毎月 5 日（5 日が休日（越前市の休日を定める条例（平成 17 年越前市条例第 3 号）第

1 条に規定する休日をいう。以下同じ。) の場合は、5 日以降の最も近い休日でない日) までに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

(発注者及び受注者の責務)

第 7 条 発注者は、週休 2 日を実施可能な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないよう、協議、立会い、検査等の依頼に対し速やかに対応しなければならない。

2 受注者は、対象期間中、週休 2 日対象工事であることを工事看板に明記しなければならない。

3 受注者は、下請企業に対し、週休 2 日の実施に必要な事項について協力を求めること。

(不正行為に対する措置)

第 8 条 発注者は、第 6 条第 3 項に定める週休 2 日実施の報告に際し、受注者が虚偽の記載を行う等、不正行為を行った場合には、越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領（平成 17 年 10 月 1 日施行）に基づく措置等を行うことができる。

(その他)

第 9 条 この要領に定めのない事項又はこの要領の規定によりがたい事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の越前市建設工事における週休 2 日実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う工事に係る入札から適用し、同日前に行った工事に係る入札については、なお従前の例による。